

○証拠物件の適正な取扱い及び保管の推進について(通達)

(平成 18 年 2 月 23 日岡刑企第 1038 号／岡生企第 151 号／  
岡交企第 50 号／岡公第 17 号警察本部長例規)

(概要)

証拠物件のより適正な取扱い及び保管を図るための要領を定めたものである。

通達の内容は、

- 1 目的
- 2 証拠物件の取扱い及び保管の基本
- 3 準拠規定
- 4 定義
- 5 管理体制

等である。